

平成27年6月25日

大使館からのお知らせ

(南ア改正入管法：18歳未満の子供の南ア出入国に関する措置／追加情報)

在南アフリカ共和国日本国大使館

1 本件措置導入後3週間余が経過していますが、これまでのところ、南ア出入国審査では特段のトラブルは見られていない模様です。また、出国審査で出生証明書や該当する場合の宣誓供述書の提示すら求められず、通常の出国審査で済んだとの連絡も大使館に寄せられています。

2 ま た , 内 務 省 H P  
(<http://www.home-affairs.gov.za/index.php/statements-speeches/621-advisory-new-requirements-for-children-travelling-through-south-african-ports-of-entry-effective-1-june-2015>) に18歳未満の子供の南ア出入国に関する本件措置に関する情報が5月26日付勧告(Advisory)として掲載されております。この勧告の2. Exemption(免除)として「有効な南ア滞在査証を所持している場合は南ア出入国時に求められる出生証明書や宣誓供述書が免除される」との記載があります。当館から内務省コールセンターに本件事実を確認したところ、勧告に記載されているとおりであるとの回答がありました。

3 他方、航空会社でのチェックインに際しては、出生証明書や該当する場合の宣誓供述書の提示(確認)で済む場合もあれば、提示に加え、それぞれのコピーの提出を求めたり、片親と旅行する場合に、渡航しない親の旅券の **certified copy** の提出も求め、これが提出されない場合には搭乗を認めないと対応する航空会社もあるとの情報が寄せられています。

これを受け、大使館から複数の航空会社に本件措置への対応ぶりを照会したところでは、本件措置を遵守するという点では一致していながら、航空会社によって具体的な対応が異なっているのが実情であり、最終的な搭乗可否は航空会社の判断になることに十分留意する必要があります。

4 つきましては、南ア内務省の勧告は勧告として、航空会社でのチェックインや出入国審査時の無用のトラブルを避ける上から、18歳未満のお子様とともに旅行する場合には、出生証明書及び該当する場合には宣誓供述書を準備しておかれるとともに、ご面

倒でも利用する航空会社に事前に以下の点についても確認するようお勧めいたします。

(1) 出生証明書や該当する場合の宣誓供述書は本来「提示」するものとされていますが、上述のように、コピーの「提出」を求められることも念頭にそれぞれコピーを用意しておく。

(2) さらに、特に、両親とではなく、片親／第3者、単独で旅行する場合には、両親乃至片親の旅券の **certified copy** を用意しておく。

当館では引き続き本件関連情報の収集に努め、随時、皆様と共有させていただきます。

(了)